

令和 8 年第 1 回 邑楽町議会定例会議事日程第 5 号

令和 8 年 3 月 1 2 日（木曜日） 午前 1 0 時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 発議第 1 号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 2 発議第 2 号 邑楽町議会議規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第 2 0 号 邑楽町附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 閉会中の継続調査報告について
- 第 5 閉会中の継続調査について

○出席議員（１４名）

1 番	山 本 裕 子	議員	2 番	三ツ村 由 紀	議員
3 番	武 井 清 二	議員	4 番	新 村 貴 紀	議員
5 番	神 山 均	議員	6 番	蟹 和 孝 一	議員
7 番	佐 藤 富 代	議員	8 番	小久保 隆 光	議員
9 番	黒 田 重 利	議員	10 番	瀬 山 登	議員
11 番	松 島 茂 喜	議員	12 番	塩 井 早 苗	議員
13 番	原 義 裕	議員	14 番	松 村 潤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

橋 本 光 規	町 長
関 口 春 彦	副 町 長
小 林 淳 一	教 育 長
石 原 光 浩	総 務 課 長
横 山 淳 一	財 政 課 長
小 沼 勇 人	企 画 課 長
矢 島 規 行	税 務 課 長
山 口 哲 也	住 民 保 険 課 長
金 子 佐 知 枝	福 祉 介 護 課 長
田 中 敏 明	健康づくり課長
松 崎 澄 子	子ども支援課長
金 井 孝 浩	農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
小 島 拓	商 工 振 興 課 長
石 原 薫	建 設 環 境 課 長
新 島 輝 之	都 市 計 画 課 長
野 中 和 也	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
川 島 隆 史	学 校 教 育 課 長
藤 田 和 良	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

中	繁	正	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開議の宣告

○松島茂喜議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

〔午前１０時００分 開議〕

◎日程第１ 発議第１号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第１、発議第１号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

松村潤議員。

〔14番 松村 潤議員登壇〕

○14番 松村 潤議員 発議第１号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、趣旨の説明をさせていただきます。

これまで委員会を開会するに当たり、委員会の開会場所へ委員の参集を求めておりましたが、災害の発生や感染症の蔓延等、やむを得ない事由により、委員会の開会場所への委員の参集が困難と認めるとき、あるいは公務・傷病などのやむを得ない事由により、委員会の開会場所へ参集することが困難な委員から、オンラインによる方法での委員会の開会の求めがあるとき、特例としてオンラインによる方法を活用した委員会を開くことができるように、本条例の一部を改正するものでございます。

議会運営委員会に所属いたします議員全員の賛同をいただきまして、提出させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ、趣旨の説明とさせていただきます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第１号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 発議第2号 呂楽町議会会議規則の一部を改正する規則

○松島茂喜議長 日程第2、発議第2号 呂楽町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。
提出者から趣旨の説明を求めます。

松村潤議員。

〔14番 松村 潤議員登壇〕

○14番 松村 潤議員 発議第2号 呂楽町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、趣旨の説明をさせていただきます。

先ほど呂楽町議会では、委員会条例の一部改正に伴い、特例としてオンラインによる方法を活用した委員会を開くことが可能となりました。

これに伴い、本規則において関係する条文を改正するとともに、特例としてオンラインによる方法を活用した全員協議会を開くことができるように、本規則の一部を改正するものでございます。

議会運営委員会に所属いたします議員全員の賛同をいただきまして、提出させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ、趣旨の説明とさせていただきます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第2号 呂楽町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第20号 呂楽町附属機関の設置等に関する条例の一部を改正

する条例

○松島茂喜議長 日程第3、議案第20号 呂楽町附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第20号 呂楽町附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和8年度から開始する町誌編さん事業において、地方自治法第138条の4第3項に規定する教育委員会の附属機関として、新たに呂楽町誌編さん委員会及び呂楽町誌編さん専門委員会を設置し、その所掌事務及び定数等を定める必要が生じたため、本条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第20号 呂楽町附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 閉会中の継続調査報告について

○松島茂喜議長 日程第4、閉会中の継続調査報告についてを議題とします。

議会運営委員長から視察調査の報告を願います。

松村潤議会運営委員長。

〔松村 潤議会運営委員長登壇〕

○松村 潤議会運営委員長 令和7年呂楽町議会議会運営委員会の合同視察調査の報告をいたします。

委員会の方々は御覧のとおりになっています。視察日、令和7年10月28日。視察場所、長野県飯田市。視察事項、議会改革の取組について。

本町の現状と課題について。

呂楽町議会は、議会運営委員会を中心に、議会基本条例の制定を行い、議会改革に取り組んでいる。さらに改革をどう進めるかが課題である。視察調査の目的について、議会改革の先進地である飯田市議会を視察し、本町議会の今後の運営上の参考にする目的で視察を行いました。

視察調査の概要について。

1、オンライン委員会について。飯田市議会では、災害や感染症流行時にも、議会機能を維持できるよう、条例等を改正し、オンラインでの委員会開催を可能としています。これは、育児、介護などの事情を抱える議員の参加を支える仕組みであり、議会のデジタル化の一環として、主に年1回の防災会議などで活用されています。

2、議会政策サイクルについてですが、飯田市議会は、地方分権一括法を契機に、早期から議会改革を進め、平成18年に、全国初の議会提案型による自治基本条例を制定しました。同条例に基づき、行政の監視、評価を継続実施しています。さらに、平成20年から議会報告会を開始し、事務事業評価と連動させ、議会政策サイクルを構築。執行機関の説明、分科会検討、政策会議、提言書作成、予算審査、振り返りまで体系化し、最大12段階のプロセスを通じて、課題発見と政策提言につなげる仕組みを確立しています。

3、議会報告会、意見交換会の取組について。飯田市議会は、自治基本条例に基づき、平成20年度から議会報告会、意見交換会を継続開催しています。市内20地区を6から7ブロックに分けて、毎年約500人から600人が参加。少人数形式で、年間約1,200件の意見、要望を収集し、委員会で精査の上、政策提言へ反映している。

その結果、公共施設トイレの洋式化や子育てアプリケーション導入、放課後児童クラブ改善など、具体的施策が実現。まちづくり委員会との共催や託児所設置など参加促進の工夫も行い、地域民主主義の先進事例として評価されている。

本町への反映、提言について。

1、オンライン委員会の導入につきましては、この3月議会に議会発議をして上程し、皆様のご協議によりまして可決をいたしましたので、割愛いたします。

2、議会政策サイクルについて。飯田市議会の取組は、議員一人一人が、責任を持って政策判断に向き合う姿勢や市民との意見交換会を起点とする政策サイクルの重要性を示しています。今後は、主要事業と決算を一体的に検証する行政評価を充実させ、その結果を踏まえた委員会提案を本会議で議決する仕組みを確立し、政策提案型議会の実現を目指していきたいと思っております。

3、議会報告会、意見交換会の取組について。飯田市の議会報告会、意見交換会は、全体会とテーマ別の少人数分科会を組み合わせ、参加者が発言しやすい工夫をしている点が特徴であります。今後、本町議会としても、テーマ設定や意見交換会の進め方を取り入れ、報告会、意見交換会の充実に生かしていきたいと思います。

所感について。

飯田市議会の行政評価を参考に、令和8年度開始の邑楽町第七次総合計画を踏まえた目標達成度の検証体制を構築する必要がある。あわせて、オンライン委員会や町民参加の仕組み、議員の研鑽と意識改革を進め、町民のための議会という理念の下、より開かれた議会運営を進めていく必要があります。

以上、議会運営委員会の視察報告とさせていただきます。

○松島茂喜議長 次に、総務教育常任委員長から視察調査の報告を願います。

佐藤富代総務教育常任委員長。

〔佐藤富代総務教育常任委員長登壇〕

○佐藤富代総務教育常任委員長 総務教育常任委員会の報告をさせていただきます。

参加委員は6名です。視察日は、令和7年10月29日。視察場所、長野県下伊那郡阿智村です。調査項目、星空を原資とした関係人口の創出と移住定住について。

まず、本町の現状と課題。町への新しい人の流れをつくる。しかし、事業の進展は緩徐であり、移住定住支援金の受給者は、令和6年度までにわずか7件でありました。

視察の目的は、阿智村は、星空を地域ブランド化、いわゆる「日本一の星空」とし、観光による地域活性化を達成しました。その取組を視察し、本町施策への示唆を得ることでした。

視察の概要は、1、星空を原資とした関係人口の創出について。まず、取組のきっかけとは、なぜ星空だったのか。

阿智村は、長野県南端部の標高400から2,000メートルの山間に点在する56の集落から成っております。人口は約6,000人、本町の4分の1、面積は本町の約7倍です。主な観光資源は、昼神温泉郷、花桃の里、そして日本一の星空などです。昼神温泉を中心に、多くの観光客が訪れておりましたが、バブル崩壊後は、人口減少とともに地域経済の悪化が始まりました。そこで、阿智村プロジェクトを発足させて、その対策に取り組みしました。

その内容は、阿智村にある全ての観光資源の棚卸し。そこで選ばれた観光資源が星空でありました。環境省から星が最も輝いて見える場所第1位に選ばれましたが、村民は誰一人観光資源になるとは考えてもいませんでした。星空に価値を見出し、人々を動かしたリーダーの存在が大きく、その大きな原動力となったことが分かりました。

2、日本一の星空への取組は、目標を「星空を日本一にする」と定め、企業を巻き込んだスタービレッジ阿智協議会が動き出しました。その仕組みとは、1、宿泊、滞在して体験するナイトツア

一。2、エンターテインメント重視の旅行商品の開発、いわゆる星空観察ではなく星空のショー。また、星が見えないときでも楽しめるというものでした。3、企業やメディアとの連携によるPR活動など公民連携による推進活動でした。

3、地域にもたらした効果とは。1、観光客の増加、2、観光地を中心とした雇用の促進、設備投資など経済の活性化につながりました。3、日本一の星空は、村民意識や地域への誇りを醸成しました。4、観光農業や商工の発展、また観光林業などの振興につながりました。

次に、定住促進への取組について。「阿智家族」として暮らすこと、生きることをバックアップする施策です。これは、町外の方だけを対象としたものではありませんでした。定住支援センターの活動は、相談、イベント、情報発信など、また年齢別2段階の住宅支援、就業祝金などもありました。また、空き家利活用事業、空き家解体補助金があり、空き家や休耕地の利活用を促すものでした。その結果、様々な企業や家業継続にもつながりました。

視察を通して学んだことは、1、公民連携による持続可能な観光モデルの構築。阿智昼神観光局の役割は観光地域づくり、行政の役割はインフラ整備や交通整備、また文化財保護など、役割分担と連携が明確であること。

2、ブランド化は、地域の活性化、広域連携の促進、地域経済の底上げに寄与するとともに、地域住民の誇りと地域産業を醸成したこと。

3、定住施策は、「阿智家族」という温かなつながりと共生社会を目指すものでありました。

これら学んだことを本町に生かすには、本町にも自然や地域文化など磨けば輝く資源は必ずあります。多くあります。

地域資源の再発見とブランド化による関係人口の創出に向けて、1、地域資源の強みの検証。2、民間と住民が主体的に取り組む協働体制の構築。3、民間のノウハウを活用し、ブランド化を図る。4、地域、近隣市町村との連携、協力。

この視察調査を通して、本町への提言として、まず地域資源の再発見とブランド化。2、公民連携の推進を申し上げます。

所感については、山村の阿智村を訪れて目にした景色から、持続可能なまちづくり、村民誰もが真剣に受け止めたのではないかと感じました。本町は、津波や土砂災害等はなく、豊かな田園と交通網の整備など、安心して暮らす、生きる、そういった絶対条件が整っています。ゆえに町の豊かな自然環境と地域文化を最大限生かした体験型学習の場として、人の流れをつくることは可能であると考えます。

また、日本一のナイトツアーは、本当に感動し、家族とともにまた行ってみたいと思った。働いている人々が楽しそうであった。喜んでもらえること、感動してもらえること、わくわくすることは、提供する側も、される側も幸せになれると思いました。星空のブランド化に向けて、村全体で取り組み、諦めなかったことが、私たちにもできる、できないことはないという勇気や自信につながっ

たと感じました。

定住促進事業は、阿智村に関わる全ての人は家族である。移住した人が定住できるか否かは、地元住民とのつながりが大きいと思います。阿智村が目指す温かなつながりと共生社会の決意が、実を結んでいると感じました。

阿智村の皆さんには、視察調査を快く受けていただき、様々な示唆をいただいたことに感謝して、この報告を終了させていただきます。

○松島茂喜議長 次に、産業福祉常任委員長から視察調査の報告を願います。

神山均産業福祉常任委員長。

〔神山 均産業福祉常任委員長登壇〕

○神山 均産業福祉常任委員長 どうも大変お世話になります。それでは、産業福祉常任委員会より視察調査について報告をさせていただきます。

まず、期日でございますが、令和7年10月27日に長野県須坂市役所に伺いまして、地域未来投資促進法を活用した企業誘致について、委員会委員全員が出席して視察調査をいたしました。

まず、本町の現状と課題について説明をいたします。本町の現状は、昭和45年、1970年から工業団地の造成が始まり、今から約30年前の鞍掛第3工業団地の造成完了後は、新たな団地造成は行われておりません。

課題としては、根強い団地造成の要望、安定的、持続的な財源確保などを踏まえ、これまでも新たな団地造成の整備に向けて取り組んでいます。しかし、産業誘致確保のためには、農地転用を進めることとなりますが、土地利用の規制解除、特に農地転用等の農地調整は厳しく規制されており、この調整が大きな課題となっています。

視察調査の目的は、国の地域未来投資促進法を活用した、新たな産業団地の整備に向けた土地利用調整の迅速化など、先進事例について学び、新たな団地造成及び企業誘致の取組に生かすための調査研究を行うものでございます。

視察調査の概要について説明をいたします。視察地の須坂市は、長野県の北部に位置し、長野市から千曲川を挟んだ東側にあり、人口約4万9,000人。明治から昭和初期にかけて製紙業が栄え、近年は機械、金属、電子製造業が中心で、リンゴ、ブドウの全国有数の果樹産地として知られています。

また、人口動態の大きな特徴は、ここ数年社会増が続いていることです。県庁所在地でもある、人口約37万人の長野市に隣接し、通勤通学に便利な立地でありながら、自然豊かで、落ち着いた暮らしができる点が魅力で、買物や医療機関、子育て支援施設などが充実していることもあり、子育て世帯を中心とした移住者の増加につながっているとのこと。

今回の視察調査については、須坂市の上信越自動車道須坂長野東インターチェンジ周辺開発における、地域未来投資促進法を活用した企業誘致の取組について説明を受けました。

この開発は、2015年、平成27年に、民間事業者より、須坂長野東インターチェンジ周辺の大型商業施設開発について、市、商工会議所、市議会などに立地企業名を明示して提案があり、市では、市民参加による大型商業施設計画に係る協議会や意見募集による検討を行い、12月議会において、市として支援していく方針を表明しました。

このインターチェンジ周辺開発については、市で以前から計画していた新産業団地と流通団地に加え、今回提案のあった大型商業施設を併せて進めることになりました。しかし、この開発には、土地利用の規制解除、特に農地転用等の農地調整は厳しく規制されており、この調整が大きな課題となっていました。ところが、2017年、平成29年に経済産業省所管の地域未来投資促進法が成立し、この法律に沿って調整を図ることで、課題であった土地利用調整が図れる見通しとなりました。

この地域未来投資促進法は、地域特性を生かして高い付加価値を創出し、経済的波及効果を及ぼすとともに、地域における経済活動を牽引する地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長、発展の基盤強化を図ることを目的としています。

市では、地域未来投資促進法で進めるに当たり、開発エリアを全体で約46ヘクタールにするとともに、対象事業を物流関連産業と大型商業施設を含む観光集客施設として、全てを民間主体の開発としました。その後、この地域未来投資促進法の改正により、物づくり産業が新たに加わりました。

この事業手順としては、国の基本方針に基づき、地域未来投資促進法により策定した須坂市地域基本計画、長野県地域基本計画を国が同意します。さらに、須坂市の土地利用調整計画を県が同意します。これらの計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業計画を県が承認します。その後、この法律に沿って調整を行うことにより、課題であった土地利用調整が図れることになるということです。

昨年、令和7年7月には開発地を市街化区域に編入し、10月3日に大型商業施設がグランドオープンしました。視察時点では、14社が企業立地したとのこと。この開発により、須坂長野東インターチェンジ周辺地区に新複合交流拠点が形成され、須坂市の産業振興のみならず、広域交流の促進により、北信地域全体の活性化にも寄与することが期待されています。

本町への反映提言としては、これからの産業団地造成、企業誘致には、長期的なビジョンに基づく確固たる戦略が求められます。そのためには、本町のグランドデザインを打ち出した上で、その実現に向け、必要に応じて民間事業者のノウハウを活用しながら、粘り強く地道な努力を続けることが最善の戦略ではないでしょうか。

所感ですが、各委員の意見をまとめますと、本事業は、インターチェンジ周辺、県庁所在地の長野市に隣接している好立地条件に加え、国の地域未来投資促進法が施行されたという光明が、実現可能な方向へ導いたと言えます。民間事業者の技術力もさることながら、市の度量が成功への大きな力になったという見方もあります。企業誘致は、町にとって地域経済の活性化を図るための重要な施策であります。企業が立地することによって、新たな雇用が生まれ、税収アップが期待できま

す。企業誘致は、町と企業の双方にメリットがある施策であり、持続可能な地域発展を実現するためには不可欠であります。本町もしっかりと好機を見据えて、さらに加速度を上げた取組を期待したいと思います。

それでは、主な質問と回答として、少し説明をさせていただきます。まず、質問ですが、都市計画法による開発ではなく、地域未来投資促進法を活用した企業誘致を行う開発のメリット、デメリットは。回答ですが、メリットは、4ヘクタールを超える農地転用許可が都道府県の許可となるなど、スピード感を持って開発を行うことができます。デメリットは、地域経済牽引事業計画を作成する際に、立地企業による事業計画を作成する必要があるため、立地企業が想定されていない宅地造成のみの開発行為は難しいとのことでした。

もう一点質問ですが、地域未来投資促進法を活用する中で、どのような企業を、どのように誘致しましたか。回答ですが、観光集客施設と物流関連産業施設は、開発事業者が立地企業を誘致しました。

もう一点質問ですが、地域未来投資促進法と連携した他の交付金等の活用は。回答としては、市は、主体となって行った道路整備に関して、国の社会資本整備総合交付金を活用しました。

それでは、以上で産業福祉常任委員会の視察報告とさせていただきます。

○松島茂喜議長 以上で委員長からの報告を終わります。

◎日程第5 閉会中の継続調査について

○松島茂喜議長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、継続調査事項一覧表のとおり申出がありました。

お諮りします。各委員長より申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎町長の挨拶

○松島茂喜議長 以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申出がありますので、許可します。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 令和8年第1回定例会の閉会に当たり、議長に発言のお許しをいただきましたので、

一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月3日から本日12日までの10日間の会期で行われ、承認3件、議案20件の全てにわたり原案どおり可決いただき、誠にありがとうございました。

また、一般質問においては、2日間にわたり9人の議員の皆様から環境、教育、福祉など多方面にわたるまちづくりへの提案も含んだ質疑をいただきました。皆様のご意見や助言をしっかりと受け止め、引き続き精査しながら、今後も効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して取り組んでまいります。

さて、4月からは、邑楽町第七次総合計画がスタートします。本計画の策定に当たりまして、多くの関係者の皆様からご提言やご協力をいただきましたことを、この場をお借りして、改めて心より御礼申し上げます。今後も町民の皆様の声を大切に、全ての邑楽町に関わる皆様とともに、職員一丸となって邁進してまいります。

結びに、間もなく春が訪れる季節の変わり目となり、寒暖差により体調を崩しやすい時期ですが、議員各位におかれましても十分にご自愛いただき、今後もまちづくりのため、ご活躍されますようお願い申し上げ、定例会閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○松島茂喜議長 以上で令和8年第1回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力いただきましてありがとうございました。

〔午前10時38分 閉会〕